

轉地療養願及往復二週間ヲ超エサル看護又ハ歸省願ニシテ至急ヲ要スルモノハ出張所長ニ於テ之ヲ許可スルコトヲ得此場合ニ於テハ一切ノ書類ヲ支局長ニ進達スヘシ

出張所長父母ノ急病危篤ニ際シ看護ノ爲歸省セムトスル場合ニ於テ請暇ノ違ナキトキハ即時歸省ノ申報ヲ爲シ事後承認ヲ請クルコトヲ得

第二十六條 出張所ニ於テ處理スルコトヲ得ヘキ事項ハ出張所名又ハ出張所長名ヲ以テ外部

ニ對シ文書ノ往復ヲ爲スコトヲ得但シ重要ナル事件ニ付テハ支局長ニ申報ヲ要ス

第二十七條 派出所ニハ其ノ所ノ事務ヲ監理セシムル爲主幹ヲ置クコトヲ得

### 第三章 管轄區域

第二十八條 此規程ニ於テ管内ト稱スルハ專賣支局管轄區域表ニ依ル

左ノ場合ハ管内ニ準ス

一 鹽ノ販賣區域

二 專賣支局管轄區域内ヲ管轄スル縣廳、裁判所、郡役所及警察官署ノ所在地

前二號ノ外三田尻支局ニ在リテハ門司市及其ノ附近、熊本支局ニ在リテハ下關市及其ノ附近

### 附 則

第二十九條 本規程ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行シ明治四十年十月一日專賣局祕第

四號達收納所處務規程ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

專賣局長官達祕第二〇九八號（明治四十二年三月三十一日）

專賣局處務規程別冊ノ通相定ム

### 專賣局處務規程

### 第一章 總則

第一條 局務ハ凡テ專賣局長官ノ決裁ヲ經ルニアラサレハ之ヲ執行スルコトヲ得ス但シ定例アルモノ及輕易ナル事件ニ限リ各部部长ノ決裁ニ依リ執行スルコトヲ得

特ニ重要ナル局務ハ更ニ大藏大臣ノ決裁ヲ經ルコトヲ要シ尙省内他ノ局課ニ關係アル事件ハ當該局課ニ合議スルコトヲ要ス

第二條 長官事故アルトキハ上席專賣部部长代理ス

各部部长事故アルトキハ其ノ部ノ上席高等官製造部ノ外技師ヲ除ク代理ス高等官在ラサルトキハ長官ノ指定スルトコロニ依ル

課長事故アルトキハ其ノ課ノ上席高等官製造部各課及收納部技術課ノ外技師ヲ除ク代理ス高等官在ラサルトキハ長官官房ニ在リテハ長官各部ニ在リテハ部長ノ指定スルトコロニ依ル

前三項ニ依リ代理シタル事件ノ中重要ナルモノ、異例ニ屬スルモノ又ハ例規トナルヘキモノハ長官若ハ本務ノ部長課長ニ事後供閱スヘシ

第三條 外部ニ發スル文書ニハ局名又ハ長官名ヲ用ユ但シ支部局ニ對スル通牒照覆其ノ他輕易ナル事件ハ部名又ハ部長名ヲ用フルコトヲ得

第四條 凡ソ局務ハ長官又ハ部長ニ於テ直接受理スルモノノ外課長之ヲ受理スヘシ

各部課ニ於テ受理シタル事件ニシテ重要ナルモノハ部長課長躬ラ之ヲ處理シ又ハ處理ノ方法ヲ指示スヘシ

各部課ニ於テ處理スヘキ事件ハ速ニ其ノ手續ヲ爲スコトヲ要ス若シ調査審議ニ時日ヲ要スル見込アルトキハ課員ハ課長ニ課長ハ部長ニ申告スルコトヲ要ス

第五條 法規類ノ制定改廢又ハ局務ノ執行ニ關シ稟申、報告、訓示、令達、指令、通牒、照會、回答、通知ヲ

要シ其ノ他省議局議ノ決定ヲ要スルトキハ理由ヲ附シ案ヲ具シテ稟議ノ手續ヲ爲スヘシ但シ事理簡明ナルモノハ理由ヲ附スルコトヲ要セス各部課ニ於テ受理シタル事件ニシテ別ニ稟議ヲ要セサルモノ及各部課ニ於テ調査シタル事項ハ供閱ノ手續ヲ爲スヘシ

第六條 發案者ノ記名ハ左ノ區別ニ依ルヘシ

- 一 大臣決裁ヲ要スル事件ハ部長名
- 二 長官決裁ヲ要スル事件ハ課長名
- 三 部長限リ決裁スヘキ事件ハ擔任者名

第七條 稟議供閱ハ順次上司ヲ經由スルコトヲ要ス

主管二部課以上ニ屬スル事件ハ關係ノ重ナル部課ニ於テ發案シ他ノ部課ニ合議スヘシ一部課ノ主管ニ屬スル事件ト雖モ其ノ施行ノ結果他部課ノ主管事務ニ關係ヲ及ホスヘキモノニ付テハ當該部課ニ合議スルコトヲ要ス前項ノ外專賣制度及局務執行ノ方針ニ關スル重要ナル事件ニ付テハ各部長ニ合議スルコトヲ要ス

供閱ノ場合亦前二項ニ準ス

合議ノ場合ニ於テ部課間意見ヲ異ニスルトキハ事件ノ輕重ニ依リ關係ノ部長若ハ課長面議シ尙纏マラサルトキハ長官ノ決裁ヲ請フヘシ

第八條 稟議又ハ供閱ノ事項ニ對シ上司ニ於テ修正ヲ加ヘ又ハ意見ヲ附セラレタルトキ若ハ關係部課長等ニ於テ意見ヲ附セラレタルトキハ單ニ字句ノ修正ニ止マルモノノ外其ノ以前ニ經由シタル主務部課長及關係部課長ニ更ニ供閱スヘシ既ニ長官ノ決裁ヲ經タル事件ニ對

シ修正ヲ加ヘ又ハ意見ヲ附セラレタルトキハ更ニ長官ニ供閱スヘシ  
第九條 各部主管事務ヲ處理スル爲メ必要アルトキハ主務部長ハ關係部長ニ調査資料ノ回付ヲ要求スルコトヲ得

各部主管事務ニ關係アル事項ニシテ主務部ノ發案處理ヲ要スト認ムルトキハ各部長ハ主務部長ニ對シ其ノ要求ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ規定ハ一部内各課ノ間ニ之ヲ準用ス

第十條 各部長ハ其ノ部ニ於ケル職員ニ關スル事項ニ付テハ長官官房ニ部室ノ設備物件ノ供給備人ノ配置等ニ付テハ計理部庶務課ニ之レカ要求ヲ爲スコトヲ得

第十一條 各部ニ於テハ其ノ主管事務ヲ處理スル爲メ必要ナル事項及參考トナルヘキ事項ヲ調査スヘシ

前項ノ調査上必要アルトキハ決裁ヲ經テ支部局其ノ他ヨリ報告ヲ徴スヘシ

第十二條 各部ニ於テ調査シタル事項ヲ供閱スル場合ニ於テ參照上便宜ト認ムルトキハ必要ニ應シ摘要録、一覽表、集計表、圖表又ハ圖面等ヲ作成添附スヘシ其ノ一般ノ參考ト爲ルヘキモノハ決裁ヲ經テ關係ノ部課、支部局其ノ他ヘ周知ノ手續ヲ爲スヘシ

各部ニ於テ調査シタル事項ニシテ統計ニ關スルモノハ計理部庶務課ニ回示スヘシ

第十三條 左ノ事項ハ監督課長ニ合議スヘシ

一 專賣制度及專賣事業ニ關スル建議、請願、陳情等ニ關スル事項

二 訴願、訴訟ニ關スル事項

例規ト爲リ若ハ支部局事務監督ノ基礎トナルヘキ事項ハ決裁後各部ヨリ監督課長ニ回示スヘシ但シ官報ニ登載セラレ若ハ一般ニ周知ノ手續ヲ爲シタルモノハ此限ニ在ラス

第十四條 特ニ必要ヲ認ムルトキハ委員ヲ命シ一定事項ノ調査審議ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第二章 長官官房

第十五條 祕書掛ノ事務ハ長官ノ指定シタル部長又ハ參事之ヲ監理ス

前項ノ部長又ハ參事事故アルトキハ長官之ヲ直裁ス

第十六條 祕書掛主掌ノ事務左ノ如シ

一 機密ニ屬スルコト

二 官制官規ニ關スルコト

三 職員ノ任免、分限、進退、賞罰、勤務ニ關スルコト

四 官紀、風紀ニ關スルコト

五 局印、官印ノ管守ニ關スルコト但仕拂命令官ノ官印其ノ他會計ニ關スル特種ノ官印ヲ除ク

六 專賣制度ニ關スルコト

第十七條 祕書掛ニ於テ本局員及支部局長其ノ他ノ出張復命書報告書等ヲ受ケタルトキハ主務部ニ回付スヘシ

第十八條 監督課長ハ長官ニ直屬ス

第十九條 監督課主掌ノ事務左ノ如シ

一 支部局事務ノ監督ニ關スルコト

二 支部局ニ於テ定ムル一般ノ規程ニ關スルコト

三 新聞雜誌ノ檢閲ニ關スルコト

第二十條 本規程中部長トアルハ祕書掛ニ在リテハ第十五條第一項ノ部長又ハ參事ヲ謂ヒ課

長トアルハ祕書掛勤務ノ首席者ヲ謂フ但シ第六條中部長名ヲ以テスルモノハ長官名、課長名ヲ以テスルモノハ長官官房ノ名ヲ以テス

監督課ニ在リテハ部長トアルハ監督課長ヲ謂フ

本規程中部名ヲ用フヘキ場合ハ祕書掛ニ在リテハ長官官房監督課ニ在リテハ長官官房監督課ノ名ヲ以テシ課名ヲ用フヘキ場合ハ祕書掛ニ在リテハ祕書掛ノ名ヲ以テス

### 第三章 收納部

第二十一條 煙草收納課ニ收納掛、監視掛ヲ置ク

第二十二條 收納掛主掌ノ事務左ノ如シ

- 一 煙草ノ耕作地域、段別及種類ニ關スルコト
- 二 煙草耕作、試作ノ許可ニ關スルコト
- 三 煙草苗ノ讓渡、讓受ニ關スルコト
- 四 煙草ノ検査、査定、收納ニ關スルコト
- 五 葉煙草ノ包裝及更裝ニ關スルコト
- 六 煙草收納區域ニ關スルコト
- 七 煙草耕作獎勵金ニ關スルコト
- 八 煙草耕作組合ニ關スルコト
- 九 煙草專賣法第十七條適用ニ關スルコト
- 十 葉煙草ノ輸出入ニ關スルコト
- 十一 標本葉煙草ノ交付、讓渡、讓受及輸入ニ關スルコト
- 十二 外國葉煙草ノ購買及其ノ保管、運送ニ關スルコト

十三 外國ニ於ケル煙草耕作ノ狀況及葉煙草商況ノ調査ニ關スルコト

第二十三條 監視掛主掌ノ事務左ノ如シ

- 一 煙草專賣取締ニ關スルコト
- 二 煙草專賣法違反者處分ニ關スルコト
- 三 煙草耕作及試作許可ノ取消ニ關スルコト
- 四 煙草製造專用ノ器具機械及卷紙ノ製作、販賣、藏置ノ許可、取消ニ關スルコト
- 五 沒收煙草ノ處分ニ關スルコト

第二十四條 鹽腦收納課ニ收納掛、監視掛ヲ置ク

第二十五條 收納掛主掌ノ事務左ノ如シ

- 一 鹽、鹹水ノ製造區域、期間及製産高ノ制限ニ關スルコト
- 二 鹽、鹹水竝樟腦、樟腦油ノ製造許可ニ關スルコト
- 三 鹽ノ收納及指定引渡ニ關スルコト
- 四 樟腦、樟腦油ノ收納ニ關スルコト
- 五 鹽ノ包裝ニ關スルコト
- 六 鹽竝樟腦、樟腦油ノ收納區域ニ關スルコト
- 七 粗製樟腦、樟腦油ノ回送ニ關スルコト
- 八 鹽、含鹽礦物ノ輸入、移入ニ關スルコト
- 九 樟種子、樟苗ノ輸出ニ關スルコト
- 十 鹽竝樟腦、樟腦油ノ生産狀況調査ニ關スルコト
- 十一 樟樹殖林ニ關スルコト

第二十六條 監視掛主掌ノ事務左ノ如シ

- 一 鹽樟腦樟腦油專賣取締ニ關スルコト
- 二 鹽專賣法竝樟腦樟腦油專賣法違反者處分ニ關スルコト
- 三 鹽及鹽藏物ノ検査ニ關スルコト
- 四 鹽交付金及追徴金ニ關スルコト
- 五 鹽鹹水竝樟腦樟腦油製造許可ノ取消ニ關スルコト

第二十七條 技術課ニ鑑定掛調査掛ヲ置ク

第二十八條 鑑定掛主掌ノ事務左ノ如シ

- 一 葉煙草、鹽樟腦、樟腦油ノ鑑定ニ關スルコト
- 二 葉煙草、鹽樟腦、樟腦油ノ保存方法ニ關スルコト
- 三 葉煙草、鹽樟腦、樟腦油標本ノ調製及保管ニ關スルコト
- 四 葉煙草標本ノ査定ニ關スルコト
- 五 葉煙草、鹽樟腦、樟腦油ノ見本、參考品ニ關スルコト

第二十九條 調査掛主掌ノ事務左ノ如シ

- 一 煙草耕作ノ指示事項其ノ他耕作方法ニ關スルコト
- 二 鹽、樟腦、樟腦油ノ製造方法及製造機械、器具ニ關スルコト
- 三 葉煙草、鹽、樟腦、樟腦油ノ生産費及賠償價格、補償價格竝購買價格ニ關スルコト
- 四 煙草種苗ノ配付及種類ノ整理ニ關スルコト
- 五 葉煙草乾燥、調理ノ方法ニ關スルコト
- 六 煙草作柄ノ調査ニ關スルコト



- 七 鹽、含鹽礦物ノ變性方法ニ關スルコト
- 八 樟腦ノ再製調理ニ關スルコト
- 九 樟木栽培ノ方法ニ關スルコト
- 十 試驗場ノ試驗計畫、試驗成績其ノ他場務ニ關スルコト
- 十一 煙草耕作、樟木栽培及製鹽、製腦ノ試驗ニ關スルコト
- 十二 鹽、樟腦、樟腦油ノ用途及副産物ノ利用研究ニ關スルコト
- 十三 氣象、土壤ノ調査ニ關スルコト
- 十四 病蟲害ノ研究ニ關スルコト
- 十五 葉煙草、鹽、樟腦ニ關スル技術員ノ講習及見習員ノ養成ニ關スルコト
- 十六 前條及前各號ニ屬セル鹽、樟腦、樟腦油ノ技術的調査ニ關スルコト

#### 第四章 販賣部

- 第三十條 煙腦販賣課ニ販賣掛、回送掛ヲ置ク
- 第三十一條 前條ノ販賣掛主掌ノ事務左ノ如シ
  - 一 製造煙草、樟腦、樟腦油ノ賣渡ニ關スルコト
  - 二 製造煙草ノ分配ニ關スルコト
  - 三 製造煙草ノ輸出入、移出及樟腦ノ輸出ニ關スルコト
  - 四 製造煙草ノ定價、割引歩合、賣渡價格及樟腦、樟腦油ノ賣渡價格ニ關スルコト
  - 五 煙草賣捌人ノ配置、指定、監督、取消ニ關スルコト
  - 六 煙草ノ販賣區域ニ關スルコト
  - 七 煙草ノ商標ニ關スルコト

八 製造煙草ノ引替、買戻ニ關スルコト

九 内地及外國ニ於ケル製造煙草、樟腦、樟腦油ノ商況調査ニ關スルコト

十 人工樟腦及セルロイドノ狀況調査ニ關スルコト

第三十二條 第三十條ノ回送掛主掌ノ事務左ノ如シ

一 製造煙草ノ回送ニ關スルコト

二 製造煙草ノ回送契約運送保險及回送ニ基ク損害賠償、違約金ニ關スルコト

三 回送製造煙草ノ荷造ニ關スルコト

四 煙草元賣捌人ニ支給スヘキ運搬費ニ關スルコト

五 製造煙草運搬人ニ關スルコト

第三十三條 鹽販賣課ニ販賣掛及回送掛ヲ置ク

第三十四條 前條ノ販賣掛主掌ノ事務左ノ如シ

一 鹽ノ賣渡ニ關スルコト

二 鹽ノ分配ニ關スルコト

三 鹽ノ賣渡價格ニ關スルコト

四 鹽市場價格ノ調査及制限ニ關スルコト

五 鹽賣捌人ノ配置、指定、監督、取消ニ關スルコト

六 鹽ノ販賣區域ニ關スルコト

七 鹽ノ商標ニ關スルコト

八 鹽ノ商況調査ニ關スルコト

第三十五條 第三十三條ノ回送掛主掌ノ事務左ノ如シ

一 鹽ノ回送ニ關スルコト

二 鹽ノ回送契約運送保險及回送ニ基ク損害賠償違約金ニ關スルコト

三 鹽ノ回送費徴收ニ關スルコト

第三十六條 第三十條又ハ第三十三條ノ販賣掛ニ於テ製造煙草若ハ鹽ノ分配計畫ヲ定メタル

トキハ關係支部局ニ通達スルト同時ニ當該課ノ回送掛ニ通知スヘシ輸出又ハ移出用製造煙草ノ回送ヲ要スルモノアルトキ亦之ニ準ス

### 第五章 製造部

第三十七條 作業課ニ計畫掛機械掛ヲ置ク

第三十八條 計畫掛主掌ノ事務左ノ如シ

一 煙草製造數量ノ計畫ニ關スルコト

二 原料葉煙草ノ分配回送ニ關スルコト

三 煙草製造作業ノ方法及標準ニ關スルコト

四 煙草製造原料及香料ノ配合ニ關スルコト

五 煙草製造副産物ノ生産利用ニ關スルコト

六 煙草製造用材料品ノ調査及技術的検査ニ關スルコト

七 煙草製造工場ノ配置及作業上ノ設計ニ關スルコト

八 煙草新規製造ノ準備ニ關スルコト

九 煙草ノ製造試験ニ關スルコト

十 製造煙草ノ標本、見本、參考品ニ關スルコト

第三十九條 機械掛主掌ノ事務左ノ如シ

- 一 工場用器具、機械、傳動裝置及原動機關並ニ之ニ關係スル建築ニ關スルコト
- 二 工場用點燈、暖房、給水、消火、電話及電鈴ノ裝置ニ關スルコト
- 三 前二號ノ器具、機械ノ試驗、鑑定、改良、利用及新規考案ニ關スルコト

第四十條 調査課ニ審査掛、管理掛ヲ置ク

第四十一條 審査掛主掌ノ事務左ノ如シ

- 一 煙草及副産物ノ製造作業實蹟調査ニ關スルコト
- 二 煙草及副産物ノ豫定生産費ニ關スルコト
- 三 煙草及副産物ノ製造生産費實蹟ノ調査ニ關スルコト

第四十二條 管理掛主掌ノ事務左ノ如シ

- 一 工場ノ管理、取締、衛生、醫務ニ關スルコト
- 二 職工ノ募集、配置、進退、賞罰、勤務、業務教習、教育、慰安及扶助ニ關スルコト
- 三 職工給料、工賃ノ調査ニ關スルコト
- 四 場外作業擔當人ニ關スルコト
- 五 場外作業ノ監督、工賃、損害賠償ニ關スルコト
- 六 煙草製造ニ關スル技術員ノ講習及見習員ノ養成ニ關スルコト
- 七 專賣局現業員共濟組合ニ關スルコト

#### 第六章 計理部

第四十三條 主計課ニ經理掛、司計掛ヲ置ク

第四十四條 經理掛主掌ノ事務左ノ如シ

- 一 專賣局益金豫算ノ調査、決定ニ關スルコト

- 二 歳入歳出豫算ノ編成送付ニ關スルコト
- 三 歳出豫算ノ經理配賦及執行ニ關スルコト
- 四 收入ニ關スルコト
- 五 歳入歳出科目ニ關スルコト
- 六 豫備金ノ支出ニ關スルコト
- 七 職員ノ定員現員及傭人ノ配置現員ニ關スルコト
- 八 俸給給料工賃手當其ノ他支給ニ關スルコト
- 九 被服其ノ他特殊給與品ニ關スルコト
- 十 土地建物物品ノ賣買貸借其ノ他收入支出ニ關スル諸般ノ契約及處分ニシテ他ノ主管ニ屬セサル事項
- 十一 經費ノ實蹟調査ニ關スルコト
- 十二 歳入歳出計算書ノ調査ニ關スルコト
- 十三 現金出納官吏ノ配置監督及責任ニ關スルコト
- 十四 金錢證券ノ出納保管及供託ニ關スルコト
- 十五 擔保物件ノ種類價格及處分ニ關スルコト
- 十六 金庫ニ關スルコト
- 十七 官有財産ニ關スルコト
- 十八 工作物ノ保存營繕及保險ニ關スルコト
- 十九 倉庫ノ供給經濟及物品ノ保管寄託ニ關スルコト
- 二十 變災防備ニ關スルコト

第四十五條 歳出豫算ノ配賦増減ノ令達ニ關スル決議書ハ事後司計掛ニ送付スヘシ

第四十六條 豫備金支出決定シタルトキハ其ノ科目金額ヲ司計掛ニ通知スヘシ

第四十七條 歳入徴收報告書同確定額收入未済繰越額計算表及歳出ノ支出未済繰越額計算表

ハ回覽ノ上司計掛ニ送付スヘシ

第四十八條 司計掛主掌ノ事務左ノ如シ

一 決算ニ關スルコト

二 總括計算ニ關スルコト

三 作業會計原簿計算科目ニ關スルコト

四 据置運轉資本及固定資本ニ關スルコト

五 融通證券ニ關スルコト

六 物品會計ニ關スルコト

七 物品會計官吏ノ配置監督及責任ニ關スルコト

八 物品火災保險ニ關スルコト

九 會計ノ記簿ニ關スルコト

十 歳入、歳出、資本及物品ニ關スル諸計算書、報告書ノ集計製表送付ニ關スルコト

第四十九條 庶務課ニ會計掛、材料掛、統計掛、文書掛ヲ置ク

第五十條 會計掛主掌ノ事務左ノ如シ

一 本局直屬豫算ノ要求、經理、執行、支拂ニ關スルコト

二 本局直屬ノ第四十四條、第四號、第七號乃至第二十號、第四十八條第一號、第二號、第四號、第

六號乃至第九號ニ關スル事項

三 本局ニ於テ締結スル葉煙草回送費契約、運送保險及回送ニ基ク損害賠償、違約金ニ關スル

コト

四 支部局共通物品ノ製作、購入及配給ニ關スルコト

第五 本局直屬備人ニ關スルコト

第六 本局廳中取締ニ關スルコト

第五十一條 會計掛主管事務中支部局ニ在リテ本局ニ稟議ヲ要スル事項ニ付テハ主計課ニ合議スルコトヲ要ス其ノ申報ヲ要スル事項ニ付テハ事後回示スヘシ

第五十二條 仕拂命令官印其ノ他會計ニ關スル特種ノ官印ハ庶務課長之ヲ管守スヘシ

第五十三條 材料掛主掌ノ事務左ノ如シ

一 工場用機械器具並煙草製造用材料品及葉煙草以外ノ原料品等ノ製作、購入、配給、回送ニ關スルコト

二 前號物件ノ製作、購入、回送ニ關スル契約及其ノ契約ニ基ク損害賠償、違約金ニ關スルコト

三 支部局ニ於ケル第一號ノ物件ノ價格其ノ他契約事項ノ調査ニ關スルコト

四 伏見工場ノ事業計畫設備、作業ノ方法並作業實蹟及生産費ノ調査ニ關スルコト

第五十四條 統計掛主掌ノ事務左ノ如シ

一 專賣局年報ノ編成、配付ニ關スルコト

二 諸種ノ統計ニ關スルコト

第五十五條 文書掛主掌ノ事務左ノ如シ

一 文書ノ接受、發送、淨書、編纂、保存及翻譯ニ關スルコト

二 局報、法規ノ編纂、配付ニ關スルコト

三 官報報告ニ關スルコト

四 部印、職印等ノ管守ニ關スルコト

五 他ノ主掌ニ屬セサル事項

第五十六條 他ノ主掌ニ屬セサル事項ニシテ他部課掛ニテ處理スルヲ適當ナリト認ムルモノアルトキハ決裁ヲ經テ該部課掛ノ主掌ニ移スヘシ

附 則

第五十七條 本規程ハ明治四十二年四月一日ヨリ施行シ明治三十七年六月煙草專賣局長達祕

第四七一號及明治四十一年十月達祕第七〇三六號ハ之ヲ廢止ス

專賣局長官達祕第五六一四號（明治四十二年八月三十日）

專賣局直屬支署處務規程別冊ノ通相定ム

八 專賣局直屬支署處務規程

第一章 分 課

第一節 伏見工場

第一條 工場ニ工務課及庶務課ヲ置ク

第二條 工務課ノ管掌ニ屬スル事務左ノ如シ

一 煙草ノ包裹、其ノ他煙草製造材料品ノ製造作業ニ關スルコト

二 圖案、彫刻製版、印刷、製函及紙截ニ關スルコト

三 工場ノ設計、管理、衛生及職工ノ配置、監督、教育、救恤、慰安ニ關スルコト

四 製品ノ検査ニ關スルコト

五 工場用備品、消耗品ノ設備、計畫ニ關スルコト

第十三章 官制廳規



六 機械器具汽機汽關點點等ノ設備及管理並修理ニ關スルコト

第三條 庶務課ノ管掌ニ屬スル事務左ノ如シ

- 一 豫算、決算及收入、支出ニ關スルコト
- 二 資本ニ關スルコト
- 三 物品會計並金錢證券及保管、供託ニ關スル證書類ノ出納、保管ニ關スルコト
- 四 官有財産及借地、借家並倉庫ニ關スルコト
- 五 營繕ニ關スルコト
- 六 物件ノ賣買、運送及諸般ノ契約ニ關スルコト
- 七 給仕、小使其ノ他普通傭人ニ關スルコト
- 八 職工及工場傭人ノ定員配置、進退、賞罰及給料、工賃ノ審査ニ關スルコト
- 九 專賣局現業員共濟組合ニ關スルコト
- 十 統計報告ニ關スルコト
- 十一 文書ノ接受、淨書、發送、編纂、保存及翻譯ニ關スルコト
- 十二 廳中取締、風紀、衛生及給水、消防ニ關スルコト
- 十三 前各號ノ外他課ニ屬セサル事項

第四條 左ノ事務ハ場長ノ直轄ニ屬ス

- 一 機密ニ屬スルコト
- 二 職員ニ關スルコト
- 三 場印、官印ノ管守ニ關スルコト

第二節 試驗場

第五條 試驗場ニ於テハ左ノ事務ヲ管掌ス

一 煙草ノ試験ニ關シテハ

イ 種子ノ採取、選擇、配付ニ關スルコト

ロ 苗床ノ設備ニ關スルコト

ハ 耕耘、肥培、收穫ニ關スルコト

ニ 乾燥、醱酵、貯藏ニ關スルコト

ホ 病蟲害ノ驅除、豫防ニ關スルコト

ヘ 種類ノ適否及育成ニ關スルコト

ト 理化學的研究ニ關スルコト

チ 見習員ノ養成ニ關スルコト

リ 講習、講話及指導ニ關スルコト

二 鹽ノ試験ニ關シテハ

イ 採鹹ノ作業ニ關スルコト

ロ 鹽田ニ關スルコト

ハ 採鹹用器具、機械ニ關スルコト

ニ 鹹水、鹽等ノ分析、調査ニ關スルコト

ホ 鹹水、鹽ノ貯藏ニ關スルコト

ヘ 煎熬ノ作業ニ關スルコト

ト 釜其ノ他煎熬用器具、機械ニ關スルコト

チ 燃料ニ關スルコト

リ 鹽ノ包裝及保存方法ニ關スルコト

## 第二章 處務

### 第一節 通則

第六條 工場及試験場ニ場長ヲ置ク

工場長ハ主事又ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ

試験場長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ

第七條 凡ソ事務ハ場長ノ決裁ヲ經ルニアラサレハ之ヲ執行スルコトヲ得ス

第八條 場長事故アルトキハ次席者其ノ事務ヲ代理ス

場長ハ代決事項ヲ制限スルコトヲ得

第九條 場長ハ其ノ場ノ事務ヲ監視シ事務ノ分配ヲ行ヒ場員ヲ監督ス

重要ナル事件ハ場長躬ラ之ヲ處理シ又ハ處分ノ方法ヲ場員ニ指圖スルコトヲ要ス

第十條 事務執行上規程ノ制定改廢及他ト文書ノ往復ヲ要スルモノハ起案回議ノ手續ニ據リ

處理スヘシ但シ一定又ハ輕易ノ事項ハ起案ヲ省略シ一定ノ用紙ニ依リ場長ノ署名又ハ檢印ヲ得テ執行スルコトヲ得

第十一條 左ノ事項ハ場長ニ於テ之ヲ内申スヘシ

一 場長及高等官ノ管外出張

二 判任官ノ任免兼任、轉所、兼勤及十級俸以上ニ進級

三 判任官以下ノ賞與(年末賞與ヲ除ク)

四 判任官、工師、見習員、雇員、囑託員ノ懲戒

五 課長ノ命免

六 月俸四十圓以上又ハ日給一圓五十錢以上ヲ給與スル工師、技術雇員、囑託員(工場醫ヲ除ク)ノ命免増給

第十二條 左ノ事項ハ場長ニ於テ之ヲ攝行スルコトヲ得、此場合ニ於テハ其ノ都度申報スヘシ

一 課長以下ノ高等官ノ分課勤務

二 月俸十五圓未滿ノ判任官ノ定期増給

三 判任官以下ノ年末賞與

四 特別ノ委任ニ依リ施行スル高等官ノ管外出張、判任官ノ進級賞與、現業手當並退官賜金、死亡賜金

第十三條 左ノ事項ハ場長ニ於テ之ヲ攝行スルコトヲ得

一 判任官ノ管外出張

二 囑託工場醫及月給四十圓未滿又ハ日給一圓五十錢未滿ヲ給與スル工師、技術雇員、囑託員ノ命免、増給

三 事務雇員(月給二十圓以下)見習員(月手當十圓以下)ノ命免、増給

四 出納官吏ノ命免

五 會計規則第六十七條第一項第二項ノ官吏(特ニ指定スルモノヲ除ク)同第九十一條第一項ノ検査員同第九十二條第百條ノ官吏ノ命免

六 物品會計規則第十一條第十二條ノ検査官吏同第十三條ノ立會人同第十五條第二項但書ノ官吏ノ命免

第十四條 左ノ事項ハ場長ニ於テ之ヲ專行スルコトヲ得

一 場員ノ管内出張

## 第十三章 官制廳規

二 判任官以下ノ分課勤務

三 場員ノ歸省、看護、展墓、轉地療養、除服並住所及受驗願ノ許否

四 巡視給仕、小使、常備人、夫職、工其ノ他備人ノ進退、賞罰

場長父母ノ急病危篤ニ際シ看護ノ爲メ歸省セムトスル場合ニ於テ請假ノ違ナキトキ及高等官ニ對シ前四號ノ事項ヲ許可シタルトキ又ハ場長高等官ノ缺勤引續四週間ヲ超ユル場合ハ事後申報スヘシ

第十五條 事業又ハ計理ニ關スル處務及職工ニ關スル規程ハ別ニ定ムルトコロニ依ル

第十六條 處務細則及管掌事務執行上必要ノ規程ハ場長ニ於テ之ヲ定メ制定改廢ノ都度申報スヘシ但シ稟議ヲ經タル事項ハ申報ヲ要セス

## 第二節 工場

第十七條 各課ニ課長ヲ置ク

工務課長ハ技師又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ

庶務課長ハ主事補又ハ書記ヲ以テ之ニ充ツ

第十八條 課長ハ其ノ課ノ事務ヲ監理シ事務ノ分配ヲ行ヒ課僚ヲ監督ス重要ナル事件ハ課長躬ヲ處理シ又ハ處分ノ方法ヲ課僚ニ指圖スルコトヲ要ス

第十九條 課長事故アルトキハ次席者其ノ事務ヲ代理ス但シ場長躬ヲ課長ノ職務ヲ行ヒ又ハ他ノ課長ヲシテ代理セシムルコトヲ得

第二十條 專賣局長官ヘノ稟申報告ハ左ノ區別ニ從ヒ主管部長ヲ經由スヘシ

一 工場ノ設計、機械器具原動力及職工ニ關スル事項ハ製造部長

二 其ノ他ノ事項ハ計理部長

### 第三節 試驗場

第二十一條 試驗ハ左ノ事項ヲ研究スルヲ以テ目的トシ施行スヘシ

一 煙草ノ検査査定ニ關スルコト

二 煙草、鹽ノ生産費節約ニ關スルコト

三 煙草、鹽ノ品質、改善ニ關スルコト

四 鹽ノ副産物利用ニ關スルコト

五 其ノ他特ニ指命セラレタル事項

第二十二條 第五條第一號、第二號ニ定メタル事項ニ關シテハ毎年十二月三十一日マテニ翌年  
試驗計畫書ヲ作製シ本局ニ提出スヘシ

翌年度所要ノ試驗費ハ毎年六月三十日マテニ其ノ概算ヲ調査シ本局ニ提出スヘシ  
試驗事項中特殊ノ事故ノ爲當初ノ計畫ヲ變更セムトスル場合ニハ其ノ理由ヲ具シ申報スヘシ

第二十三條 試驗中ノ經過ハ毎月一回以上本局ニ報告スヘシ

第二十四條 暴風雨其ノ他非常被害ノ際ハ其ノ都度調査ノ上報告スヘシ

第二十五條 試驗事項毎ニ帳簿ヲ調製シ時時試驗ノ經過ヲ記入スヘシ

第二十六條 試驗ノ成績ハ試驗終了後速ニ取纏メ意見ヲ附シ報告スヘシ

第二十七條 毎年十二月ニ於テ其ノ年ノ業程及前年ノ試験成績要領ヲ報告スヘシ

第二十八條 專賣局長官ヘノ稟申報告ニシテ事業ニ關スルモノハ收納部長、計理ニ關スルモノ

ハ計理部長ヲ經由スヘシ

### 第三章 管轄區域

### 第十三章 官制廳規

第二十九條 本規程ニ於テ管内ト稱スルハ左ノ區別ニ依ル

- 一 伏見分工場ハ其ノ所在地附近及京都市
- 二 津田沼試験場ハ東京市及千葉縣
- 三 秦野試験場ハ東京秦野專賣支局管内
- 四 竹原試験場ハ神戸、高粱及尾道專賣支局管内
- 五 三田尻試験場ハ三田尻專賣支局管内
- 六 鹿兒島試験場ハ熊本、鹿兒島專賣支局管内

附 則

第三十條 專賣支局及專賣局製造所ニ對スル訓達、通牒其ノ他諸般ノ例規ニシテ必要ナル事項ハ之ニ準由スヘシ

第三十一條 本規程ハ明治四十二年九月十日ヨリ之ヲ施行シ明治三十七年十一月祕第九三九號達專賣局伏見分工場處務規程及明治四十年十月祕第一五三號達專賣局收納部附屬試驗場處務規程ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

大藏大臣達<sup>官</sup>房職甲第七六九號 (明治四十二年九月六日)

其局分課規程中左ノ通改正ス

第十七條中「津田沼」ノ下ニ「三田尻」ヲ加フ

專賣局長官達祕第五七三七號 (明治四十二年九月三日)

明治四十二年三月祕第二〇〇六號專賣支局處務規程第二十八條第三項ヲ削除シ來ル九月十日ヨリ之ヲ施行ス

大藏大臣達<sup>官</sup>房祕第一一四號 (明治四十三年四月十九日)

明治四十三年法律第四十八號ニ依ル交付金ニ關スル一切ノ事務ハ其ノ局ニ於テ掌理スル儀ト心得ヘシ

專賣局長官達祕第二〇三一號 (明治四十三年四月二十五日)

製鹽地整理ニ關スル臨時事務ヲ取扱ハシムル爲收納部鹽腦收納課ニ臨時製鹽地整理掛ヲ置ク  
交付金ノ仕拂ニ關スル事務ハ計理部庶務課ノ主管トス

專賣局長官達祕第二〇三二號 (明治四十三年四月二十五日)

製鹽地整理ニ關スル明治四十三年法律第四十八號ニ依ル交付金ニ關スル事務ハ別ニ定ムルト  
コロノ規程ニ從ヒ其ノ支局ニ於テ分掌セシム

交付金ノ調査ニ關シテハ事業課其ノ仕拂ニ關シテハ庶務課ヲシテ處理セシムヘシ

專賣局長官達祕第二四六二號 (明治四十三年五月十七日)

專賣支局處務規程中左ノ通改正ス

第十四條第二號中「十級俸」ヲ「十一級俸」ニ改ム

第十五條第三號「十五圓」ヲ「二十圓」ニ改ム

專賣局長官達祕第二四六四號 (明治四十三年五月十七日)

專賣局直屬支署處務規程中左ノ通改正ス

第十一條第二號中「十級俸」ヲ「十一級俸」ニ改ム

第十二條第二號中「十五圓」ヲ「二十圓」ニ改ム

第十三條第三號中「(五圓以下)見習員(十圓以下)」ヲ削ル

大藏大臣達<sup>官</sup>房<sup>職</sup>甲第五八八號 (明治四十四年七月二十四日)

其ノ局分課規程中左ノ通改正シ明治四十四年七月二十五日ヨリ施行ス



第一條中「及監督課」ヲ「監督課及調査課」ニ改ム

第三條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第三條ノ二 調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 專賣ニ關聯スル諸般ノ調査ニ關スルコト

二 統計報告ニ關スルコト

第十一條及第十三條中「調査課」ヲ「管理課」ニ改ム

第十六條第六號中「統計報告」及「削ル

同條第七號中「法規及沿革史」ヲ「及法規」ニ改ム

專賣局長官達祕第二七三一號（明治四十四年七月二十五日）

專賣局處務規程中左ノ通改正ス

第十二條第二項中「計理部庶務課」ヲ「調査課」ニ改ム

第十六條第六號削除

第十八條中「監督課長」ノ下ニ「及調査課長」ヲ加フ

第十九條第三號削除

同條ノ次ニ左ノ三條ヲ加フ

第十九條ノ二 調査課ニ調査掛統計掛ヲ置ク

第十九條ノ三 調査掛主掌ノ事務左ノ如シ

一 專賣制度ニ關スルコト

二 專賣事業ニ關聯スル諸般事項ノ調査ニ關スルコト

三 新聞雜誌ノ檢閲ニ關スルコト

第十九條ノ四 統計掛主掌ノ事務左ノ如シ

一 專賣局年報ノ編成配付ニ關スルコト

二 諸種ノ統計ニ關スルコト

第二十條第二項中「監督課」ノ下ニ「及調査課」ヲ「監督課長」ノ下ニ「又ハ調査課長」ヲ加ヘ第三項中「監督課」ニ在リテハ「ヲ」監督課及調査課ニ在リテハ「ニ」長官官房監督課ヲ「長官官房監督課又ハ長官官房調査課」ニ改ム

第四十條中「調査課」ヲ「管理課」ニ改ム

第四十九條中「統計掛」ヲ削ル

第五十四條 削除

專賣局長官達祕第二二九一號（明治四十五年五月二十七日）

明治四十二年八月祕第五六一四號達專賣局直屬支署處務規程第二十七條中「及前年ノ試験成績要領」ヲ削除ス

大藏大臣達房職甲第六二一號（大正二年六月十三日）

其ノ局分課規程別紙ノ通改正シ本日ヨリ施行ス

### 專賣局分課規程

第一條 各部ノ外ニ長官官房ヲ置ク

長官官房ニ監理課經理課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

第二條 監理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 機密ニ屬スルコト

二 職員ニ關スルコト

三 局印及官印ノ管守ニ關スルコト

四 支部局事務監督ニ關スルコト

第三條 經理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 豫算決算及收入、支出ニ關スルコト

二 資本ニ關スルコト

三 物品會計ニ關スルコト

四 擔保、保管、供託ニ關スルコト

五 官有財産、借地、借家及工作物ノ保存、營繕、保險ニ關スルコト

六 變災防備ニ關スルコト

七 物件ノ賣買、運送契約其ノ他諸般ノ契約ニ關スル事項ニシテ他部課ノ主管ニ屬セサルコト

ト

八 機械、器具、材料品及支部局共通使用物品ノ製作、購入、配給及運送ニ關スルコト

九 局報及法規ノ編纂並統計報告ニ關スルコト

十 文書ノ接受、發送、淨書、編纂、保存及翻譯ニ關スルコト

十一 專賣局現業員共濟組合資金ノ出納、保管、運用ニ關スルコト

十二 廳中取締ニ關スルコト

十三 他ノ分掌ニ屬セサル事項

第四條 事業部ニ煙草課、鹽腦課及技術課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

第五條 煙草課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 煙草ノ耕作、地域、段別ニ關スルコト

- 二 煙草ノ耕作許否ニ關スルコト
- 三 煙草ノ検査査定、收納ニ關スルコト
- 四 煙草ノ輸出入、移出入ニ關スルコト
- 五 葉煙草ノ更裝ニ關スルコト
- 六 煙草ノ販賣ニ關スルコト
- 七 煙草賣捌人ニ關スルコト
- 八 製造煙草ノ回送、煙草ノ回送契約及煙草賣捌人ノ運搬費ニ關スルコト
- 九 煙草ノ商標ニ關スルコト
- 十 煙草專賣取締及煙草專賣ニ關スル法規違犯者處分ニ關スルコト

第六條 鹽腦課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 製鹽ノ區域、期間、生産高ノ制限ニ關スルコト
  - 二 鹽、樟腦、樟腦油ノ製造許否ニ關スルコト
  - 三 鹽、樟腦、樟腦油ノ検査、收納ニ關スルコト
  - 四 鹽、樟腦、樟腦油ノ輸出入、移出入ニ關スルコト
  - 五 鹽、交付金、追徵金ニ關スルコト
  - 六 鹽、樟腦、樟腦油ノ販賣ニ關スルコト
  - 七 鹽、賣捌人ニ關スルコト
  - 八 鹽ノ回送、回送契約及回送費ノ徵收ニ關スルコト
  - 九 鹽、樟腦、樟腦油專賣取締及鹽、樟腦、樟腦油專賣ニ關スル法規違犯者處分ニ關スルコト
- 第七條 技術課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 煙草ノ耕作方法ニ關スルコト

二 鹽樟腦樟腦油ノ製造方法及製造機械器具ニ關スルコト

三 葉煙草、鹽樟腦樟腦油ノ鑑定保存及鹽ノ變性方法ニ關スルコト

四 葉煙草、鹽樟腦樟腦油ノ生産費及賠償價格、補償價格並購買價格ニ關スルコト

五 葉煙草、鹽樟腦樟腦油ノ試験ニ關スルコト

六 葉煙草、鹽樟腦樟腦油ノ標本、見本、參考品ニ關スルコト

七 樟腦ノ再製調理ニ關スルコト

八 見習員ノ養成ニ關スルコト

第八條 製造部ニ作業課、調査課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

第九條 作業課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 煙草製造計畫ニ關スルコト

二 煙草製造作業ニ關スルコト

三 煙草製造副産物ノ利用ニ關スルコト

四 煙草製造原料葉煙草ノ回送ニ關スルコト

五 煙草製造用材料品ノ製作方法及技術的檢査ニ關スルコト

六 煙草製造ニ關スル工場ノ設計ニ關スルコト

七 煙草製造ニ關スル機械器具類及原動力ニ關スルコト

八 煙草ノ製造試験ニ關スルコト

九 製造煙草ノ標本、見本、參考品ニ關スルコト

第十條 調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 職工ニ關スルコト

二 煙草製造工場ノ管理、衛生ニ關スルコト

三 煙草製造工場外作業ニ關スルコト

四 煙草製造竝材料品製作實蹟及生産費ノ調査ニ關スルコト

五 專賣局現業員共濟組合ニ關スルコト

六 見習員ノ養成ニ關スルコト

第十一條 專賣局秦野試驗場ニ於テハ煙草、三田尻試驗場ニ於テハ鹽ノ試驗ニ關スル事務ヲ分掌セシム

第十二條 各課ニ課長ヲ置キ其ノ課ノ事務ヲ管理セシム

專賣局長官達祕第二〇三八號 (大正二年六月十三日)

專賣局處務規程別紙ノ通改正ス

#### 專賣局處務規程

第一條 局務ハ凡テ專賣局長官ノ決裁ヲ經ルニアラサレハ之ヲ執行スルコトヲ得ス但シ定例

アルモノ及輕易ナル事件ニ限り各部部长ノ決裁ニ依リ執行スルコトヲ得

特ニ重要ナル局務ハ更ニ大藏大臣ノ決裁ヲ經ルコトヲ要シ尙省内他ノ局課ニ關係アル事件

ハ當該局課ニ合議スルコトヲ要ス

第二條 長官事故アルトキハ上席專賣局部長代理ス

部長事故アルトキハ其ノ部ノ上席高等官製造部ノ外技師ヲ除ク代理ス高等官在ラサルトキ

ハ長官ノ指定スルトコロニ依ル

課長事故アルトキハ長官官房ニ在リテハ長官各部ニ在リテハ部長ノ指定シタル者之ヲ代理

ス

前三項ニ依リ代理シタル事件ノ中重要ナルモノ、異例ニ屬スルモノ又ハ例規トナルヘキモノハ長官若ハ當該部長課長ニ事後供閱スヘシ

第三條 外部ニ發スル文書ニハ局名又ハ長官名ヲ用ユ但シ輕易ナル事件、支部局ニ對スル通牒照覆ニハ部名又ハ部長名ヲ用フルコトヲ得

第四條 凡ソ局務ハ長官又ハ部長ニ於テ直接受理スルモノノ外課長之ヲ受理スヘシ

各部課ニ於テ受理シタル事件ニシテ重要ナルモノハ部長、課長躬ラ之ヲ處理シ又ハ處理ノ方法ヲ指示スヘシ

各部課ニ於テ處理スヘキ事件ハ速ニ其ノ手續ヲ爲スコトヲ要ス若シ調査審議ニ時日ヲ要スル見込アルトキハ課員ハ課長ニ、課長ハ部長ニ申告スルコトヲ要ス

第五條 法規類ノ制定改廢又ハ局務ノ執行ニ關シ稟申、報告、訓示、令達、指令、通牒、照會、回答、通知ヲ要シ其ノ他省議、局議ノ決定ヲ要スルトキハ理由ヲ附シ案ヲ具シテ稟議ノ手續ヲ爲スヘシ但シ事理簡明ナルモノハ理由ヲ附スルコトヲ要セス

各部課ニ於テ受理シタル事件ニシテ別ニ稟議ヲ要セサルモノ及各部課ニ於テ調査シタル事項ハ供閱ノ手續ヲ爲スヘシ

第六條 發案者ノ記名ハ左ノ區別ニ依ルヘシ

- 一 大臣決裁ヲ要スル事件ハ部長名
- 二 長官決裁ヲ要スル事件ハ課長名
- 三 部長限リ決裁スヘキ事件ハ擔任者名

第七條 稟議、供閱ハ順次上司ヲ經由スルコトヲ要ス

主管二部課以上ニ屬スル事件ハ關係ノ重ナル部課ニ於テ發案シ他ノ部課ニ合議スヘシ一部課ノ主管ニ屬スル事件ト雖其ノ施行ノ結果他部課ノ主管事務ニ關係ヲ及ホスヘキモノニ付テハ當該部課合議スルコトヲ要ス

前項ノ外專賣制度及局務執行ノ方針ニ關スル重要ナル事件ニ付テハ各部長ニ合議スルコトヲ要ス

供閱ノ場合亦前二項ニ準ス

合議ノ場合ニ於テ部課間意見ヲ異ニスルトキハ事件ノ輕重ニ依リ關係ノ部長若ハ課長面議シ尙纏マラサルトキハ長官ノ決裁ヲ請フヘシ

第八條 稟議又ハ供閱ノ事項ニ對シ上司ニ於テ修正ヲ加ヘ又ハ意見ヲ附セラレタルトキ若ハ關係部課長等ニ於テ意見ヲ附セラレタルトキハ單ニ字句ノ修正ニ止マルモノノ外其ノ以前ニ經由シタル主務部課長及關係部課長ニ更ニ供閱スヘシ既ニ長官ノ決裁ヲ經タル事件ニ對シ修正ヲ加ヘ又ハ意見ヲ附セラレタルトキハ更ニ長官ニ供閱スヘシ

第九條 各部主管事務ヲ處理スル爲必要アルトキハ主務部長ハ關係部長ニ調査資料ノ回付ヲ要求スルコトヲ得

各部主管事務ニ關係アル事項ニシテ主務部ノ發案處理ヲ要スト認ムルトキハ各部長ハ主務部長ニ對シ其ノ要求ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ規定ハ一部内各課ノ間ニ之ヲ準用ス

第十條 各部長ハ其ノ部ニ於ケル職員ニ關スル事項ニ付テハ監理課ニ部室ノ設備物件ノ供給備入ノ配置等ニ付テハ經理課ニ之レカ要求ヲ爲スモノトス

第十一條 各部ニ於テハ其ノ主管事務ヲ處理スル爲必要ナル事項及參考トナルヘキ事項ヲ調



查スヘシ

前項ノ調査上必要アルトキハ決裁ヲ經テ支部局其ノ他ヨリ報告ヲ徴スヘシ

第十二條 各部ニ於テ調査シタル事項ヲ供閱スル場合ニ於テ参照上便宜ト認ムルトキハ必要

ニ應シ摘要録、一覽表、集計表、圖表又ハ圖面等ヲ作成添附スヘシ其ノ一般ノ參考ト爲ルヘキモ

ノハ決裁ヲ經テ關係ノ部課、支部局其ノ他ヘ周知ノ手續ヲ爲スヘシ

各部ニ於テ調査シタル事項ニシテ統計ニ關スルモノハ經理課ニ回示スヘシ

第十三條 仕拂命令官其ノ他會計ニ關スル特殊ノ官印ハ經理課長之ヲ管守スヘシ

第十四條 左ノ事項ハ監理課長ニ合議スヘシ

一 專賣制度及專賣事業ニ關スル建議、請願、陳情等ニ關スル事項

二 訴願、訴訟ニ關スル事項

例規ト爲リ若ハ支部局事務監督ノ基礎トナルヘキ事項ハ決裁後各部ヨリ監理課長ニ回示ス

ヘシ但シ官報ニ登載セラレ若ハ一般ニ周知ノ手續ヲ爲シタルモノハ此限ニ在ラス

第十五條 特ニ必要ヲ認ムルトキハ委員ヲ命シ一定事項ノ調査審議ヲ爲サシムルコトアルヘ

シ

第十六條 部長ハ事務ノ分配ヲ定ムル爲必要ナルトキハ各課ニ掛ヲ置クコトヲ得

第十七條 本規程中部長トアルハ長官官房ニ在リテハ課長ヲ謂フ但シ第六條中部長名ヲ以テ

スルモノハ長官名ヲ以テス又部名ヲ以テスルモノハ長官官房ニ在リテハ長官官房當該課ノ

名ヲ以テス

### 附 則

本規程ハ大正二年六月十三日ヨリ之ヲ施行ス

專賣局長官達祕第二〇三九號（大正二年六月十三日）

專賣支局處務規程別紙ノ通改正ス

專賣支局處務規程

第一章 支局

第一節 分課

第一條 各支局ニ事業課、鑑定課、製造課及庶務課ヲ置ク

前項ノ外淺草支局ニハ販賣課、京都支局ニハ工務課ヲ置ク

芝、淀橋及京都ノ各支局ニハ事業課、鑑定課ヲ、函館支局ニハ鑑定課、製造課ヲ、神戸、三田尻及阪出

ノ各支局ニハ製造課ヲ置カス

第二條 事業課ノ主掌ニ屬スル事務左ノ如シ

一 煙草耕作ノ地域、段別、種類ノ制限竝耕作ノ許否、取消ニ關スルコト

二 煙草苗ノ讓渡、讓受ニ關スルコト

三 煙草ノ検査、査定、收納ニ關スルコト

四 煙草ノ輸移出入ニ關スルコト

五 葉煙草ノ更裝ニ關スルコト

六 煙草ノ販賣ニ關スルコト

七 煙草賣渡代金延納ニ關スルコト

八 煙草賣捌人ノ指定、配置、監督、取消及煙草賣捌人支給運搬費ニ關スルコト

九 煙草ノ引換、買戻ニ關スルコト

十 煙草商況ノ調査ニ關スルコト

十一 製鹽ノ地域期間、生産ノ制限竝製造ノ許否ニ關スルコト

十二 鹽ノ收納ニ關スルコト

十三 鹽賣捌人ノ指定、配置、監督、取消ニ關スルコト

十四 鹽ノ販賣及賣渡代金、回送費ノ延納ニ關スルコト

十五 鹽ノ輪移出入ニ關スルコト

十六 鹽ノ回送ニ關スルコト

十七 鹽價ノ調査及制限ニ關スルコト

十八 鹽商況ノ調査ニ關スルコト

十九 鹽、鹽藏物及特別定價賣渡鹽ノ検査ニ關スルコト

二十 樟腦、樟腦油製造ノ許否、取消ニ關スルコト

二十一 專賣取締及違犯者處分ニ關スルコト

二十二 標本ノ交付、讓渡、讓受ニ關スルコト

二十三 煙草製造専用ノ機械器具、卷紙ノ製作、販賣、藏置ニ關スルコト

福岡、熊本及鹿兒島各支局ノ事業課ニ於テハ前項各號ノ外樟腦、樟腦油ノ收納、回送、販賣ニ關スル事務ヲ掌ル

神戸支局ノ事業課ニ於テハ第一項各號ノ外左ノ事務ヲ掌ル

一 樟腦、樟腦油ノ收納、回送、販賣及輸出ニ關スルコト

二 樟腦、樟腦油セルロイドノ商況調査ニ關スルコト

函館支局ノ事業課ニ於テハ第一項各號ノ外鑑定課ノ主掌ニ屬スル事務ヲ掌ル

第三條 鑑定課ノ主掌ニ屬スル事務左ノ如シ

一 煙草ノ種類及耕作方法ニ關スルコト

二 鹽ノ製造方法ニ關スルコト

- 三 樟樹ノ栽培及樟腦樟腦油ノ製造方法ニ關スルコト
  - 四 葉煙草、鹽樟腦、樟腦油ノ生産費及賠償價格、補償價格ニ關スルコト
  - 五 葉煙草、鹽樟腦、樟腦油ノ鑑定、保存及標本、見本、參考品ニ關スルコト
  - 六 葉煙草、鹽樟腦、樟腦油ノ分析、試驗ニ關スルコト
  - 七 鹽ノ變性ニ關スルコト
  - 八 葉煙草乾燥調理ノ作業ニ關スルコト
  - 九 煙草耕作及鹽、樟腦ニ關スル見習員ノ養成ニ關スルコト
- 神戸支局ノ鑑定課ニ於テハ前項ノ外樟腦ノ再製、調理、包裝ニ關スル事務ヲ掌ル

第四條 製造課ノ主掌ニ屬スル事務左ノ如シ

- 一 煙草ノ製造計畫及製造作業ニ關スルコト
- 二 場内及場外作業ノ指導、監督ニ關スルコト
- 三 工場ノ管理、衛生及職工ノ配置、監督、教育、救恤、慰安ニ關スルコト
- 四 職工及工場傭人ノ定員、進退、賞罰及給料、工賃ノ調査ニ關スルコト
- 五 原料、材料品ノ調査及技術的検査ニ關スルコト
- 六 工場用備品、消耗品ノ設備、計畫ニ關スルコト
- 七 機械、器具、汽機、汽關、點燈、暖房等ノ設備及管理並製作、修理作業ニ關スルコト
- 八 自營材料品ノ調製ニ關スルコト
- 九 場外作業擔當人ノ選定、監督、解除、取消及工賃ニ關スルコト
- 十 場外作業擔當人ニ對スル原料、材料品ノ受渡及其ノ製品検査、受入ニ關スルコト
- 十一 煙草ノ保存ニ關スルコト

- 十二 製造煙草ノ鑑定及試験ニ關スルコト
- 十三 煙草製造副産物ノ生産、利用ニ關スルコト
- 十四 煙草及副産物ノ製造實蹟及製造費用ニ關スルコト
- 十五 煙草製造ニ關スル見習員ノ養成ニ關スルコト
- 十六 專賣局現業員共濟組合ニ關スルコト

## 第五條

庶務課ノ主掌ニ屬スル事務左ノ如シ

- 一 豫算、決算及收入、支出ニ關スルコト
- 二 資本ニ關スルコト
- 三 物品會計ニ關スルコト
- 四 金錢、證券及保管、供託ニ關スル證書類ノ出納、保管ニ關スルコト
- 五 官有財産及借地、借家ニ關スルコト
- 六 工作物ノ保存、營繕及保險ニ關スルコト
- 七 倉庫ニ關スルコト
- 八 煙草ノ回送、回送契約ニ關スルコト
- 九 鹽ノ回送契約ニ關スルコト
- 十 物件ノ賣買、他課ノ主掌ニ屬セサル諸般ノ契約ニ關スルコト
- 十一 巡視、給仕、小使、傭人ニ關スルコト
- 十二 職工及工場傭人ノ定員、配置、進退、賞罰及給料、工賃ノ審査施行ニ關スルコト
- 十三 場外作業擔當工賃ノ審査ニ關スルコト
- 十四 煙草及副産物製造費用ノ審査ニ關スルコト

十五 煙草製造副産物ノ販賣ニ關スルコト

十六 專賣局現業員共濟組合資金ノ出納保管運用及經理上ノ審査施行ニ關スルコト

十七 統計報告ニ關スルコト

十八 文書ノ接受淨書發送編纂保存及翻譯ニ關スルコト

十九 廳中取締風紀衛生及給水消防ニ關スルコト

二十 前各號ノ外他ノ各課ニ屬セサル事項

京都支局ノ庶務課ニ於テハ前項ノ外第二條第一項第六號乃至第十號ノ事務ヲ掌ル

京都大阪各支局ニ在リテハ第一項ノ外本局經理課ノ主管ニ屬スル煙草製造材料品ノ出納保管回送配給ニ關スル事務ヲ分掌ス

第六條 淺草支局販賣課ニ於テハ第二條第一項第六號乃至第十號第十三號乃至第十八號及製造煙草鹽ノ出納保管ニ關スル事務ヲ主掌ス

第七條 京都支局工務課ニ於テハ左ノ事務ヲ主掌ス

一 煙草ノ包裹其ノ他煙草製造材料品ノ製造作業ニ關スルコト

二 圖案彫刻製版印刷製函及紙截ニ關スルコト

三 材料品製作工場ノ設計管理衛生及職工ノ配置監督教育救恤慰安ニ關スルコト

四 材料品製作工場用備品消耗品ノ設備計畫ニ關スルコト

五 材料品製作工場用機械器具汽機汽關點燈等ノ設備及管理竝修理ニ關スルコト

六 材料品製作工場ニ於ケル專賣局現業員共濟組合ニ關スルコト

第八條 左ノ事務ハ支局長ノ直轄ニ屬ス

一 機密ニ屬スルコト

二 職員ニ關スルコト

三 支局印、官印ノ管守ニ關スルコト

第二節 處 務

第九條 凡ソ事務ハ支局長ノ決裁ヲ經ルニアラサレハ之レヲ執行スルコトヲ得ス

第十條 支局長事故アルトキハ支局長ノ指定シタル者之ヲ代理ス支局長ハ代決事項ヲ制限スルコトヲ得

第十一條 重要ナル一般事務ハ各課長各高等官ヲシテ支局長ノ處決ニ參與セシムルコトヲ要ス

第十二條 庶務課長ハ前項ノ外苟モ事業ノ經濟ニ關係ヲ有スル事務ニ付テハ合議ヲ受クルモノトス各課ニ課長ヲ置ク

事業課長、販賣課長、庶務課長ハ參事、副參事、參事補又ハ書記ヲ以テ之ニ充ツ  
鑑定課長ハ技師又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ

製造課長、工務課長ハ副參事、參事補、技師、書記又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ  
課長ノ代理ハ支局長ノ定ムルトコロニ依ル

第十三條 課長ハ其ノ課ノ事務ヲ監理シ事務ノ分配ヲ行ヒ課僚ヲ監督ス  
重要ナル事件ハ課長躬ラ之ヲ處理シ又ハ處分ノ方法ヲ課僚ニ指圖スルコトヲ要ス

第十四條 事務執行上規程ノ制定、改廢及他ト文書ノ往復ヲ要スルモノハ起案、回議ノ手續ニ據リ處理スヘシ但シ其ノ處分上ニ關スル推問、對案若ハ注意、督促等一定又ハ輕易ノ事項ハ起案ヲ省略シ一定ノ用紙ニ依リ直ニ支局長ノ署名又ハ檢印ヲ得テ執行スルコトヲ得

第十五條 左ノ事項ハ支局長ニ於テ内申スヘシ

一 支局長及高等官ノ管外出張

二 判任官ノ任免兼任、轉所兼勤及十一級俸以上ニ進級

三 判任官以下ノ賞與(年末賞與ヲ除ク)

四 判任官、工師、見習員、雇員、囑託員ノ懲戒

五 課長、出張所長ノ命免

六 月俸四十圓以上又ハ日給一圓五十錢以上ヲ給與スル工師、技術雇員、囑託員ノ命免、増給

第十六條 左ノ事項ハ支局長ニ於テ之ヲ攝行スルコトヲ得此場合ニ於テハ其ノ都度申報スヘシ

一 課長、出張所長以外ノ高等官ノ分課勤務

二 課長及出張所長心得ノ命免

三 派出所及分工場主幹ノ命免

四 月俸二十圓未滿ノ判任官ノ定期増給

五 判任官以下ノ年末賞與

六 判任官ノ分課勤務

七 特別ノ委任ニ依リ施行スル高等官ノ管外出張、判任官ノ進級、賞與、勤勞金及退官賜金、死亡

賜金

第十七條 左ノ事項ハ支局長ニ於テ之ヲ攝行スルコトヲ得

一 判任官ノ管外出張

二 月俸四十圓未滿又ハ日給一圓五十錢未滿ヲ給與スル工師、技術雇員、囑託員ノ命免、増給

三 事務雇員ノ命免、増給



四 出納官吏ノ命免

五 會計規則第六十七條第一項、第二項ノ官吏(特ニ指定スルモ)同第九十一條第一項ノ検査員同

第九十二條、第百條ノ官吏ノ命免

六 物品會計規則第十一條、第十二條ノ検査官吏同第十三條ノ立會人同第十五條第二項但書ノ官吏ノ命免

第十八條 左ノ事項ハ支局長ニ於テ之ヲ專行スルコトヲ得

一 支局員ノ管内出張

二 工師、見習員、雇員及囑託員以下ノ分課勤務

三 支局員ノ歸省、看護、展臺轉地療養、除服並住所及受験願ノ許否

四 巡視、給仕、小使、常備人夫其ノ他備人ノ進退、賞罰

支局長父母ノ急病危篤ニ際シ看護ノ爲歸省セムトスル場合ニ於テ請假ノ違ナキトキ及高等官ニ對シ前項第三號ノ事項ヲ許可シタルトキ又ハ支局長、高等官ノ缺勤引續キ四週間ヲ超ユル場合ハ事後申報スヘシ

第十九條 事業又ハ經理ニ關スル處務及職工ニ關スル規程ハ別ニ定ムルトコロニ依ル

第二十條 處務細則、出張所、派出所事務分掌ニ關スル規程及管掌事務執行上必要ノ規程ハ支局長ニ於テ之ヲ定メ制定、改廢ノ都度申報ヲ要ス但シ稟議ヲ經タル事項ハ申報ヲ要セス

第二章 出張所、派出所、煙草又ハ鹽取扱所、分工場

第一節 總則

第二十一條 出張所ニ於テハ特別ノ規程アルモノ及支局長ニ於テ特ニ制限スル事項ノ外支局ノ主管ニ屬スル事務ヲ分掌ス

前項ニ依リ支局長出張所ノ分掌事務ヲ制限セムトスル場合ニ於テ既ニ定マリタル事業ノ種類ヲ變更セムトスルトキハ豫メ稟議ヲ要ス其ノ出張所ノ所屬區域ヲ制定又ハ變更シタルトキハ申報スヘシ

第二十二條 專賣官吏派出所ハ支局又ハ出張所ノ管理ニ屬シ其ノ所屬ハ支局長稟議ノ上之ヲ定ム

派出所ニ於テハ支局長ノ指定スル事務ヲ分掌ス

支局長前項ノ分掌事務ヲ指定セムトスル場合ニ於テ其ノ事業ノ種類ニ關スル事項ニ付テハ豫メ稟議スヘシ

第二十三條 支局長ハ稟議ノ上必要ノ地ニ煙草取扱所又ハ鹽取扱所ヲ置キ吏員ヲ出張セシメ葉煙草ノ收納若ハ鹽ノ收納賣渡ニ關スル事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第二十四條 支局長ハ其ノ支局又ハ出張所ノ作業事務ヲ分掌セシムル爲分工場ヲ設置スルノ必要アリト認ムルトキハ事由ヲ具シテ稟申スヘシ

### 第二節 分 課

第二十五條 支局長ハ出張所ノ事務分配上必要アリト認ムルトキハ掛ヲ置クコトヲ得出張所各掛事務ノ分擔ハ第二條乃至第五條ノ例ニ準ス

第八條ノ規定ハ出張所ニ之ヲ準用ス但シ其ノ事務ハ出張所長躬ラ之ヲ處理スルコトヲ要ス

### 第三節 處 務

第二十六條 出張所ニ出張所長ヲ置ク

出張所長ハ參事、副參事、參事補、技師、書記又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ

出張所長ハ支局長ノ指揮ヲ受ケ其ノ所ノ事務ヲ監理シ事務ノ分配ヲ行ヒ所員ヲ監督ス重要ナル事件ハ出張所長躬ラ處理シ又ハ處分ノ方法ヲ指圖スルコトヲ要ス

出張所長事故アルトキハ出張所長ノ指定シタル者之ヲ代理ス

第二十七條 左ノ事項ハ出張所長ニ於テ專行スルコトヲ得

- 一 所員ノ事務分掌ニ關スルコト
- 二 所員ノ勤怠及出勤簿整理ニ關スルコト
- 三 支局長ノ指定シタル範圍内ニ於テ所員ニ出張ヲ命シ又ハ場外作業監督員ノ擔任ヲ定ムルコト

轉地療養願及往復二週間ヲ超エサル看護又ハ歸省願ニシテ至急ヲ要スルモノハ出張所長ニ於テ之ヲ許可スルコトヲ得此場合ニ於テハ一切ノ書類ヲ支局長ニ進達スヘシ

出張所長父母ノ急病危篤ニ際シ看護ノ爲歸省セムトスル場合ニ於テ請暇ノ違ナキトキハ即時歸省ノ申報ヲ爲シ事後承認ヲ請クルコトヲ得

第二十八條 出張所ニ於テ處理スルコトヲ得ヘキ事項ハ出張所名又ハ出張所長名ヲ以テ外部

ニ對シ文書ノ往復ヲ爲スコトヲ得但シ重要ナル事件ニ付テハ支局長ニ申報ヲ要ス

第二十九條 派出所及分工場ニハ其ノ所ノ事務ヲ監理セシムル爲主幹ヲ置クコトヲ得

### 第三章 管轄區域

第三十條 此規程ニ於テ管内ト稱スルハ專賣支局管轄區域表ニ依ル

芝淀橋、京都各支局ハ其ノ支局及所屬官署ノ所在地

左ノ場合ハ管内ニ準ス

- 一 販賣事務ニ付テハ煙草又ハ鹽ノ販賣區域内
- 二 專賣支局管轄區域ヲ管轄スル官公署ノ所在地
- 三 專賣支局管轄區域外ニ在ル所屬專賣官署ノ所在地

- 四 煙草輸入事務ニ付テハ芝支局ハ横濱市、京都支局ハ神戸市
- 五 煙草製造材料品ニ關スル事務ニ付テハ大阪支局ハ兵庫縣

附 則

本規程ハ大正二年六月十三日ヨリ之ヲ施行ス

專賣局長官達祕第二〇四〇號（大正二年六月十三日）

專賣局試驗場處務規程別紙ノ通相定ム

專賣局試驗場處務規程

第一章 管掌事務

第一條 秦野試驗場ニ於テハ煙草ニ關スル左ノ事務ヲ管掌ス

一 種子ノ採取、撰擇、配付、並種類ノ適否及育成ニ關スルコト

二 苗床ノ設備ニ關スルコト

三 耕耘、肥培、收穫、乾燥、醱酵及貯藏ニ關スルコト

四 病蟲害ノ驅除、豫防ニ關スルコト

五 理化學的研究ニ關スルコト

六 見習員ノ養成ニ關スルコト

七 講習、講話及指導ニ關スルコト

第二條 試驗ハ煙草ノ品質改善、檢査、查定及生産費節約ニ關スル事項ヲ研究スルヲ目的トシ施

行スヘシ

第三條 三田尻試驗場ニ於テハ鹽ニ關スル左ノ事務ヲ管掌ス

一 採鹹及煎熬ノ作業ニ關スルコト

二 鹽田ニ關スルコト

三 鹹水、鹽ノ分析、調査及貯藏ニ關スルコト

四 採鹹用竝釜其ノ他煎熬用器具、機械ニ關スルコト

五 燃料ニ關スルコト

六 鹽ノ包裝及保存方法ニ關スルコト

第四條 試験ハ鹽ノ品質改善、副産物利用及生産費節約ニ關スル事項ヲ研究スルヲ以テ目的トシ施行スヘシ

第五條 第一條、第三條ニ定メタル事項ニ關シテハ毎年十二月三十一日迄ニ翌年ノ試験計畫書ヲ作製シ本局ニ提出スヘシ

翌年度所要ノ試験費ハ毎年六月三十日迄ニ其ノ概算ヲ調査シ本局ニ提出スヘシ

試験事項中特殊ノ事故ノ爲當初ノ計畫ヲ變更セムトスル場合ハ其ノ理由ヲ具シ申報スヘシ

第六條 試験中ノ經過ハ毎月一回以上暴風雨其ノ他非常被害ノ際ハ其ノ都度調査ノ上報告スヘシ

第七條 試験事項毎ニ帳簿ヲ調製シ時々試験ノ經過ヲ記入シ其ノ試験成績ハ試験終了後速ニ取纏メ意見ヲ附シ報告スヘシ

第八條 毎年十二月ニ於テ其ノ年ノ業程ヲ報告スヘシ

第九條 試験場ニ場長ヲ置ク

場長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ

第十條 凡ソ事務ハ場長ノ決裁ヲ經ルニアラサレハ之ヲ執行スルコトヲ得ス

第十一條 場長事故アルトキハ場長ノ指定シタル者之ヲ代理ス

場長ハ代決事項ヲ制限スルコトヲ得

第十二條 場長ハ其ノ場ノ事務ヲ監理シ事務ノ分配ヲ行ヒ場員ヲ監督ス

重要ナル事件ハ場長躬ラ之ヲ處理シ又ハ處分ノ方法ヲ場員ニ指圖スルコトヲ要ス

第十三條 左ノ事項ハ場長ノ直轄ニ屬ス

一 機密ニ屬スルコト

二 職員ニ關スルコト

三 場印、官印ノ管守ニ關スルコト

第十四條 左ノ事項ハ場長ニ於テ之ヲ内申スヘシ

一 場長及高等官ノ管外出張

二 判任官ノ任免、兼任、轉所、兼勤及十一級俸以上ニ進級

三 判任官以下ノ賞與、年末賞與ヲ除ク

四 判任官、見習員、雇員、囑託員ノ懲戒

五 月俸四十圓以上又ハ日給一圓五十錢以上ヲ給與スル技術雇員、囑託員ノ命免増給

第十五條 左ノ事項ハ場長ニ於テ之ヲ攝行スルコトヲ得、此場合ニ於テハ其ノ都度申報スヘシ

一 月俸二十圓未滿ノ判任官ノ定期増給

二 判任官以下ノ年末賞與

第十六條 左ノ事項ハ場長ニ於テ之ヲ攝行スルコトヲ得

一 判任官ノ管外出張

二 月俸四十圓未滿又ハ日給一圓五十錢未滿ヲ給與スル技術雇員、囑託員ノ命免増給

三 事務雇員ノ命免増給

四 出納官吏ノ命免

五 會計規則第六十七條第一項第二項ノ官吏（特ニ指定スル）同第九十一條第一項ノ検査員同

第九十二條第百條ノ官吏ノ命免

六 物品會計規則第十一條第十二條ノ検査官吏同第十三條ノ立會人同第十五條第二項但書ノ官吏ノ命免

第十七條 左ノ事項ハ場長ニ於テ之ヲ專行スルコトヲ得

一 場員ノ管内出張

二 場員ノ歸省看護展墓轉地療養除服竝任所及受験願ノ許否

三 巡視給仕小使常備人夫其ノ他備人ノ進退賞罰

場長父母ノ急病危篤ニ際シ看護ノ爲歸省セムトスル場合ニ於テ請暇ノ違ナキトキ又ハ場長ノ缺勤引續キ四週間ヲ超ユル場合ハ事後申報スヘシ

第十八條 事業又ハ經理ノ處務ニ關スル規程ハ別ニ定ムルトコロニ依ル

第十九條 處務細則及管掌事務執行上必要ノ規程ハ場長ニ於テ之ヲ定メ制定改廢ノ都度申報スヘシ但シ稟議ヲ經タル事項ハ申報ヲ要セス

第二十條 事務執行上規程ノ制定改廢及他ト文書ノ往復ヲ要スルモノハ起案回議ノ手續ニ據リ處理スヘシ但シ一定又ハ輕易ノ事項ハ起案ヲ省略シ一定ノ用紙ニ依リ場長ノ署名又ハ檢印ヲ得テ執行スルコトヲ得

第二十一條 本規程ニ於テ管内ト稱スルハ左ノ區別ニ依ル

一 秦野試驗場、淺草、秦野專賣支局管内

二 三田尻試驗場ハ三田尻專賣支局管内

附 則

第二十二條 專賣支局ニ對スル訓達、通牒其ノ他諸般ノ例規ニシテ必要ナル事項ハ之ヲ準用ス

ヘシ

第二十三條 本規程ハ大正二年六月十三日ヨリ之ヲ施行シ明治四十二年八月祕第五六一四號

達專賣局直屬支署處務規程ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

專賣局長官達祕第三〇八〇號 (大正二年九月一日)

大正二年六月十三日祕第二〇三九號達專賣支局處務規程中左ノ通改正シ本日ヨリ施行ス

第三十條中「三 專賣支局管轄區域外ニ在ル所屬專賣官署ノ所在地トアルヲ」三 專賣支局管轄

區域外ニ在ル所屬專賣官署ノ所在地及場外作業擔當工場ノ所在地ニ「五 煙草製造材料品ニ關

スル事務ニ付テハ大阪支局ハ兵庫縣トアルヲ」五 煙草製造材料品ニ關スル事務ニ付テハ京都

支局ハ大阪市及兵庫縣、大阪支局ハ兵庫縣ニ改メ「五」ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

六 樟腦ニ關スル事務ニ付テハ神戸支局ハ大阪市堺市

大正二年末ニ於ケル支出局管轄區域及事務分掌一覽左ノ如シ

專賣局支出局管轄區域並支署事務分掌一覽

專賣支局	管轄區域	出張所	專賣官吏派出所	取扱所	分工場	鹽引渡場所	分室	本局直屬試驗場
東京府	神奈川縣 橫濱市 橫須賀市 鎌倉郡 久	○横濱		○守谷 ○江戸崎		浦賀	銀座所在	
	長岐郡 三浦郡 橋樹郡 都筑郡	▲船橋	○佐原	○幸島 ○長井		甲府		
	埼玉縣 (大里郡 兒玉郡) 秩父郡ヲ除ク	○野田 ○岩井				平	銀座所在	
	茨城縣 猿島郡 結城郡 北相馬郡 稻	○境	○谷田部				深川區東元町	
	敷郡 筑波郡 (筑波町 北條町 田井村 菅	○飯野					所在	
	岡村 田水山) 小田村 高道 祖村 作							
草	山梨縣 村ヲ除ク							



高崎	宇都宮	茂木	水戸	淀橋	芝	支局	專賣
<p>群馬縣 新潟縣 群馬縣 新潟縣</p> <p>長野縣(下伊那郡) 大里郡 兒玉郡 秩父郡</p>	<p>栃木縣 宇都宮市 河内郡 上都賀郡</p> <p>下都賀郡 鹽谷郡(北高根澤村大字太田、西高根澤、栗ヶ島、桑窪)</p> <p>那須郡 大田原町 黒磯町 上江川村 下江川村 大字上川井、下川井、三箇、荒川村 大字鴻ノ山、小白井、親園村、野崎村、湯津上村、兩郷村、伊王野村、那須村、鍋掛村、金田村、東那須野村、狩野村、西那須野村、高林村</p> <p>安蘇郡 足利郡</p>	<p>茨城縣 那珂郡 隆郷村</p> <p>那須郡 烏山町、馬頭町、下江川村(大字上川井、下川井、三箇)</p> <p>那珂郡 境村、七合村、武茂村、大山田村</p> <p>大内村、那珂村、須賀川村</p> <p>茨城縣 那珂郡 隆郷村</p>	<p>栃木縣 芳賀郡 鹽谷郡 北高根澤村(大字柏崎)</p> <p>那須郡 烏山町、馬頭町、下江川村(大字上川井、下川井、三箇)</p> <p>荒川村、向田村、境村、七合村、武茂村、大山田村</p> <p>大内村、那珂村、須賀川村</p> <p>茨城縣 那珂郡 隆郷村</p>	<p>茨城縣 水戸市 東茨城郡 西茨城郡</p> <p>那珂郡(隆郷村) 多賀郡 久慈郡 鹿島郡 行方郡 新治郡 筑波郡 筑波町、北村、菅間村、小田村、高道</p> <p>眞壁郡 眞壁村、竹貫村、宮本村(津島村、葛城郡(三阪村、川前) 雙葉郡 尾村(除ク)</p>			
<p>秩父 松本 長岡 關原 吉井 新潟 直江津 小出雲</p>	<p>黒磯 喜連川 大田原</p>	<p>馬頭 眞岡 烏山</p>	<p>石塚 湊 大宮 太田 大子 石岡</p>				出張所
			<p>長倉</p>				專賣官吏派出所
<p>赤塚 生坂 池田 阪北 小鹿野</p>	<p>黒羽 田沼 矢板 鹿沼 栃木</p>	<p>祖母井</p>	<p>笠間 柿岡 岩瀬 助川 石井 天下野 眞壁</p>				取扱所
<p>第一 第二 第三</p>	<p>第一 第二 第三</p>	<p>第一 第二 第三</p>	<p>柵町</p>	<p>銀座 紺屋町西 紺屋町東</p>	<p>四國町 竹谷町</p>		分工場
<p>辰野</p>							鹽引所
	<p>今泉町所在 中河原町所在</p>	<p>馬頭町健武所 在(馬頭) 出張所</p>	<p>在下市水門町所在 在下市轟町所在 在下市東臺所在 在太田町中城所在 在(太田) 出張所 湊町(辰)口 湊町(通)所在 (湊出張所)</p>				分室
							本局直屬試驗場

郡	山	仙臺	山形	函館	秦野	見付	名古屋	金澤	京都	大阪
福島縣 福島市 若松市 信夫郡 伊達郡 安達郡 安積郡 岩瀨郡 南會津郡 北會津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡 東白川郡 鮫川村 竹貫村 宮本村 西白河郡 石川郡 田村郡 三阪村 津島村 相馬郡 川前村 雙葉郡 葛尾村	〇若松 〇須賀川 〇石川 〇三春 〇小野新町	〇渡波 〇盛岡 〇大迫 〇一關 〇千厩 〇青森 〇東根	〇米澤 〇土崎 〇小樽 〇釧路	〇樺太 〇根室 〇眞岡 〇數香 〇泊居	〇富士 〇伊勢原 〇厚木 〇御所見 〇松田 〇佐野 〇三島	〇靜岡縣 〇田方郡 〇賀茂郡 〇駿東郡 〇富士縣 〇靜岡縣 〇田方郡 〇賀茂郡 〇駿東郡 〇富士縣	〇愛知縣 〇豐橋市 〇渥美郡 〇三重縣 〇津島市 〇吉田 〇四日市 〇宇治山田 〇高山 〇彦根 〇八日市	〇石川縣 〇鶴來 〇宇出津 〇輪島 〇飯田 〇大谷 〇福井 〇敦賀 〇勝山 〇伏木 〇富山縣	〇松原 〇伏見	〇大阪府 〇京都府 〇奈良縣 〇和歌山縣
〇豐成	〇常葉	〇鹽竈 〇野蒜 〇三戸 〇酒田 〇増田	〇根室 〇眞岡 〇數香 〇泊居	〇伊勢原 〇厚木 〇御所見 〇松田 〇佐野 〇三島	〇二俣 〇相良 〇和地	〇横須賀 〇矢場 〇元城 (出張所) 〇福蒲 (出張所)	〇金津 〇小島 〇時國 〇高波 〇清水 〇仁江 〇松波 〇高屋	〇長町	〇松山 〇白銀	〇今宮
	〇北町 (須賀川) 〇北二番町	〇宮古 〇八戸				〇岐阜	〇勝山町所在 (勝山出張所)		〇堺	
					秦野					

支局	管轄區域	出張所	専賣官吏派出所	取扱所	分工場	鹽引渡場	分室	本局直屬試驗場
神戶	兵庫縣(三原郡) 岡山縣 鳥取縣 島根縣	▲▲大鹽 ◎▲姫路 ▲▲赤穂 ▲▲白濱 ▲▲網干	×葦合 ▲▲新濱	○岩岡				
山岡	香川縣 香川郡 直島村ノ内 牛首ノ屏風	●▲久世 ○▲米子		○加茂 ○井原 ○草間 ○枋原 ○湯原 ○江尾	○地頭 ○布賀 ○中津井 ○弓削 ○中福田	田下(久世) 出張所	濱田	
廣島	愛媛縣 松山市 溫泉郡 伊豫郡 喜多郡 上浮穴郡 東宇和郡 西宇和郡 南宇和郡 北宇和郡 越智郡 龜山村 津倉村 瀨村 弓削村 生名村 岩城村 東伯方村 宮窪村 瀨戶崎村 盛口村 魚島村 鏡村 宮浦村 岡山村 關前村	▲▲尾道 ▲▲瀨戶田 ●▲府中 ▲▲三津濱 ▲▲伯方	○三原	○油木 ○田總 ○大崎中野 ○南生口 ○津倉	○福永 ○木原 ○岡山 ○滿越	皆實 劍先(府中) 出張所		
三田	山口縣(下關市、豐浦郡生野) 村 彦島村ヲ除ク	▲▲小松志佐 ▲▲下松 ▲▲秋穂 ▲▲長府	▲▲西浦 ▲▲豐西上 ▲▲柳井	▲▲水場 ▲▲青江 ▲▲長濱	▲▲福川			三田尻
阪	香川縣 高松市 丸龜市 大川郡 木田郡 小豆郡 香川郡(安原村 安原上東村ノ内 牛首屏風) 綾歌郡(美合村) 仲多度郡 琴平町 善通寺町 吉野村 與北村 垂水村 象郷村 高篠村 榎井村 四條村 神野村 七箇村 三豐郡 十郷村ヲ除ク	▲▲高松 ▲▲土庄 ▲▲宇多津 ▲▲林田		▲▲牟禮 ▲▲下笠井				
出	愛媛縣 宇摩郡(新立村、上山) 越智郡 龜山村 津倉村 瀨浦村 大山村 宮窪村 弓削村 生名村 岩城村 東伯方村 西伯方村 瀨戶崎村 盛口村 魚島村 鏡村 宮浦村 岡山村 關前村ヲ除ク 新居郡 周桑郡	▲▲託間 ▲▲波止濱 ▲▲多喜濱		▲▲垣生 ▲▲神郷				
德	德島縣 德島市 名東郡 勝浦郡 那賀郡 海部郡 名西郡(上山村ヲ除ク) 板野郡 麻植郡(東山村 川田村 三山村) 中枝村 木屋平村ヲ除ク	▲▲撫養	▲▲瀬戶					須崎 下田 富田浦町所在

島	池	福岡	熊本	鹿兒島	二七
阿波郡 兵庫縣 三原郡 高知縣 (長岡郡東豐永村、西豐永村、東本山村ヲ除ク)	德島縣 三好郡 美馬郡 麻植郡 東山村、川田村、 三山村、中枝 名西郡 上分上山村、 木屋平村 下分上山村 香川縣 香川郡 安原村、安原上東、綾歌郡 美合 仲多度郡 琴平町、善通寺町、吉野村、 篠村、榎井村、四條村、神 野村、七箇村、十郷村、 愛媛縣 宇摩郡 新立村 高知縣 長岡郡 永村、東本山村、西豐	福岡縣 (南高來郡ヲ除ク) 山口縣 下關市 豐浦郡 生野村、彦島村 大分縣 大分市 下毛郡 宇佐郡 東國 東郡 西國東郡 速見郡 大分郡 佐賀縣	熊本縣 (葦北郡ヲ除ク) 長崎縣 南高來郡 福岡縣 久留米市 朝倉郡 浮羽郡 三井郡 井郡 八女郡 三潞郡 山門郡 三池郡 大分縣 (大分市、下毛郡、宇佐郡、東國東郡、西國東郡、速見郡、大分郡ヲ除ク) 宮崎縣 西臼杵郡	鹿兒島縣 熊本縣 葦北郡 宮崎縣 (西臼杵郡ヲ除ク) 沖繩縣	一二九 一三三 三四 一六 二〇 二
◎高知	◎貞光 ◎井川 ◎琴平 ◎三島	◎長崎 ◎高田 ◎高家 ◎和田 ◎佐賀 ◎高森 ◎島原 ◎志波 ◎臼杵 ◎竹田 ◎高千穂	◎指宿 ◎加世田 ◎湊明 ◎川内 ◎出水 ◎加治木 ◎國分 ◎垂水 ◎種子島 ◎大島 ◎宮崎 ◎細島 ◎那覇	◎阿久根 ◎福島 ◎宮古 ◎八重山	◎門司 ◎小波瀨 ◎下關 ◎曾根 ◎對馬 ◎大分
◎東國	◎東豐永 ◎新立 ◎美合 ◎木屋平 ◎三山 ◎一字 ◎安原 ◎脇町	◎大津 ◎波野 ◎豆田 ◎三重 ◎大飼 ◎今市	◎穎娃 ◎喜入 ◎川邊 ◎知覽 ◎東南方 ◎伊作 ◎山崎 ◎小林 ◎水俣 ◎中山 ◎橫川 ◎高山 ◎小根占 ◎穗北 ◎東國分 ◎帖佐	◎那覇	◎高知
安藝	西町 新町 野津 (井川出張所) 後野 (井川出張所)	練兵町所在 花園村所在	東南方 長田町所在 易居町所在 指宿村十二町 指宿 (指宿所在出張所)	阿久根 湊町	上小山町所在 元籠町所在 (長崎出張所)

表中○ハ煙草ノ收納、●ハ煙草ノ製造、◎ハ煙草ノ販賣、④ハ煙草ノ製造販賣、△ハ鹽ノ收納、▲ハ鹽ノ販賣、□ハ鹽指定引渡、米ハ再製鹽取扱、十八臺關鹽移輸入取扱、×ハ樟腦、①ハ取締事務ノミ、②ハ取締事務ナシ、③ハ煙草出納保管ノミ、無印ハ鹽、煙草ノ收納及鹽ノ販賣ヲ示ス

#### 第四節 事務監督

專賣事務ノ監督ハ大藏省主税局ニ於テ之ニ當リ鹽務局ニ於ケル事務ノ取扱ヲ指令スルト共ニ常ニ諸般ノ報告ヲ提出セシメ之ニ依リ事務ノ當否ヲ監督シ更ニ時ニ臨ミ實地ニ吏員ヲ出張セシメ鹽務行政ヲ視察シ法規ノ執行ヲ監督シ又鹽務局ニ在リテハ各出張所ニ對シ同一ノ方法ヲ以テ之カ監督ヲ施行シタリ

明治四十年十月ニ至リ煙草樟腦ト共ニ專賣事務ヲ統一シ專賣局官制ヲ制定セララルルヤ專賣局長官官房ニ獨立ノ監督機關ヲ設ケ支部局事務全般ニ渉ル監督規程ヲ制定シ次テ明治四十一年十月更ニ長官官房ニ監督課ヲ新設シテ長官ノ直屬トシ專務トシテ支部局ニ於ケル一般事務ノ監督ヲ掌ラシムルコトトシ各年監督區域ヲ定メ監督課長以下參事又ハ主事ヲシテ各其ノ區域ヲ擔當セシメ監督出張ノ際ニハ更ニ各部専門ノ書記又ハ技手若干名ヲ同行シテ之カ補助ヲ爲サシムルコトトセリ但シ長官及各部長ハ事務ノ繁簡ニ應シ隨時全國各地ニ出張シテ事務ノ視察監督ヲ爲スコトハ勿論ナリトス

專賣局長官達祕第一二七六號 (明治四十一年二月二十日)

#### 專賣事務監督規程

第一條 本局ニ於ケル專賣局所屬支部局事務監督ハ此規程ニ據リ之ヲ行ハシム

第二條 監督ヲ分テ全部監督、一部監督ノ二トス全部監督ハ全部ノ事務ニ就キ少クトモ毎年一回之ヲ行ヒ一部監督ハ必要ニ應シ臨時之ヲ行フ